

<お知らせ>

東京都が発行する宅地建物取引士証（取引士証）が令和7年9月1日からプラスチックカードになり、取引士証の交付申請に必要な書類（顔写真）が変更になりました。

▶取引士証プラスチックカード化に伴い提出する書類「顔写真」が以下のとおり変更になります。

交付申請の名称	手引の引用頁※	変更前	変更後
宅地建物取引士証の交付申請	10ページ 中段	顔写真 <u>2</u> 枚	顔写真 <u>1</u> 枚
[現在、取引士証の交付を受けている場合] 登録移転（転入・転出）の申請に伴う 宅地建物取引士証の交付申請	9ページ 下段		

※「宅地建物取引士資格登録申請等の事務の手引」の引用ページを記載しています。

なお、氏名の変更登録に伴う【宅地建物取引士証書換え交付申請】、【宅地建物取引士証の再交付申請】に関して変更はありません。

▶オンラインでも取引士証の交付申請を受け付けております。
詳しくは東京都住宅政策本部HPをご覧ください。



取引士証交付